

平成21年4月から

ポイ捨て禁止条例が施行されています。

ポイ捨て禁止条例により、町内全域において次の行為を規制しています。

1. 空き缶・空き瓶・ペットボトルその他の容器・包装紙・たばこの吸い殻・ガムのかみかす・レジ袋・紙くずなどをみだりに捨てること。
2. 釣った魚を海岸などにみだりに捨てること。
3. 飼い犬・飼い猫の散歩中に糞を回収しないこと。
4. 公共の場所において喫煙するときに、灰皿がない場所で喫煙すること、または、吸い殻入れを携帯しないこと。
5. 斜里岳・羅臼岳の登山中にし尿や用便紙を回収しないで放置すること。



これらの違反者が、町からの回収・改善指導、勧告、命令に従わない場合は氏名などを『公表』します。

環境美化推進地区では、『公表』に加えて 罰則として3万円以下の『過料』を科します

環境美化推進地区一覧（この地区における命令違反者には罰則が適用されます）

- (1) 知床世界自然遺産区域等【知床国立公園、国指定知床鳥獣保護区等】
- (2) 自然公園等指定区域【網走国定公園、斜里岳道立自然公園、以久科海岸道自然環境保全地域、ウトロ崎学術自然保護区(オロンコ岩)】
- (3) 北海道指定文化財【斜里朱円周堤墓(ストーンサークル)、朱円竪穴住居跡群、斜里海岸の草原群落】
- (4) 斜里町環境緑化保護地区【斜里神社周辺の森、旧朱円小学校の桜園】
- (5) 斜里町民公園

※これらの地区の一部には、次の表示看板を設置しています。

斜里町 総務部 環境課 生活環境係

電話 23-3131(内線223, 224) / FAX 22-2040

全町民がポイ捨ての監視役です！

環境美化推進協力員をお願いしています

「ポイ捨てをしない、させない」ことを徹底するためには、町民全員が「監視役」になる必要があります。ポイ捨てを発見した場合には、下記の注意事項を参考にして、町環境課までお知らせください。

また、町内各自治会から環境美化推進協力員を選出いただいています。協力員は、町の非常勤職員(無償)として、ポイ捨てに関しての「監視」「指導」「啓発」などを行います。

町と町民、協力員、そして各行政機関が連携して、ポイ捨てを全町的に監視します。これは、違反者に対して罰則の適用を目的とするものではなく、町民参加の体制によるポイ捨ての抑止効果を狙っているものです。

町民のみなさんが通報するにあたっての注意事項 Q&A

Q1. ポイ捨て等の違反行為の瞬間を見かけた。しかし、違反者本人に注意するのは怖くてできない。注意しなくてもよいか？

A1. 注意する必要はありません。町環境課へ通報し、その状況を伝えてください。あとは町の方で対応いたします。

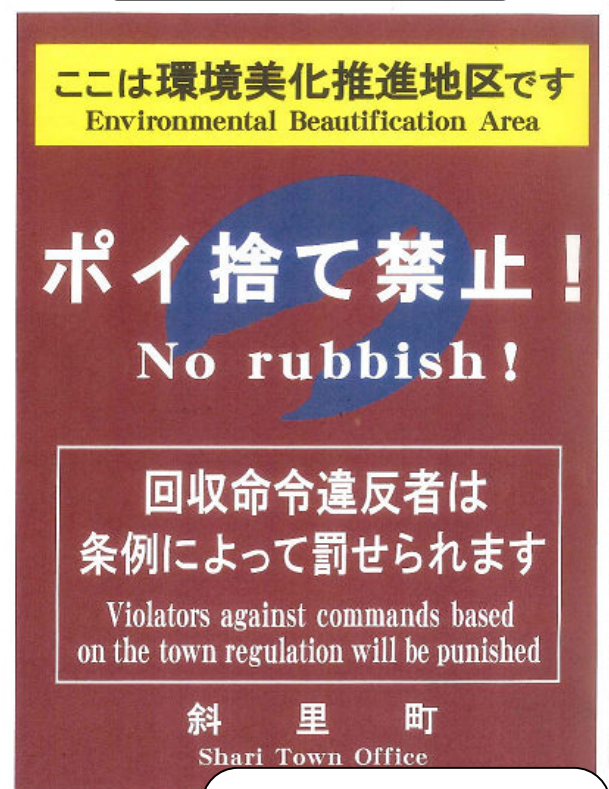
Q2. ポイ捨てされたゴミを見かけた。すべて町環境課に通報するべきか？

A2. ポイ捨ての瞬間を目撃したり、捨てられたゴミから捨てた者を特定できなければ、その後の対応ができません。ゴミが多量の場合や、頻繁にポイ捨てがある場合などの悪質な場合を除き、公共袋などを利用してボランティアによるごみ拾いにご協力をお願いいたします。

Q3. ゴミの投げ捨てを目撃したが、捨てたものがテレビ(ポイ捨て禁止条例対象外物件)だった。町環境課に通報する必要はないのか？

A3. テレビの投げ捨ては、ポイ捨て禁止条例の対象外ですが、廃棄物処理法違反に該当し、より悪質な犯罪です。速やかに、町環境課に通報してください。

環境美化推進地区表示看板



この看板が、罰則が適用される環境美化推進地区の一部に設置されています。

斜里町 総務部 環境課 生活環境係

電話 23-3131(内線223, 224)/FAX 22-2040